

船舶事故等調査報告書

平成25年9月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第57号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成25年4月12日 13時30分ごろ
発生場所	愛媛県西条市西条港 西条港導灯（前灯）から真方位341°880m付近 （概位 北緯33°56.2′ 東経133°10.3′）
事故等調査の経過	平成25年4月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 平成丸、186トン
船舶番号、船舶所有者等	133626、大栄海運有限公司
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	船首船底に擦過傷
事故等の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、石膏 ^{せっこう} 約620tを積載し、船首約2.6m、船尾約3.8mの喫水により、西条港で入航船を避けるために右転しながら出航した。 船長は、風速が約5m/s以下だったので、圧流されることはないと思ひ、港内の浅所付近を航行していたところ、突然、強くなった風で右方へ圧流され、平成25年4月12日13時30分ごろ、本船が、港内の浅所に乗り揚げた。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の初期、潮高 約2.7m
その他の事項	本事故発生場所付近は、南北約400mにかけて水深が1m未満の浅所が拮延している。 船長は、入航船の動静を見ながら、航行していたので、水深を確認していなかった。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	あり
判明した事項の解析	本船は、西条港で入航船を避けようとして右転しながら出航中、船長が、風速が約5m/s以下だったので、圧流されることはないと思つて航行していたところ、風で右方へ圧流されたことから、港内の浅所に乗り揚げたものと考えられる。

原因	本事故は、本船が、西条港で入航船を避けようとして右転しながら出航中、風で右方へ圧流されたため、港内の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・浅所が存在する付近へは、できる限り、接近しないこと。・港内を航行する場合は、水深を確認すること。